



旭川東警察署交通だより



～ 自転車安全利用五則について～

令和6年4月30日
旭川東警察署
交通第一課企画係

ご存じですか？ 自転車安全利用五則

自転車の基本的な交通ルールです！

ルールを守って、安全に自転車を利用しましょう。



① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当します。

車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。

道路の左側に寄って通行してください。



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号、一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認を行いましょう。

③ 夜間はライトを点灯

夜間、無灯火では周りから自転車が見えにくくなるので大変危険です。

夜間はライトを点灯してください。



④ 飲酒運転は禁止

自転車も、自動車の場合と同様に、お酒を飲んだ時は、
運転してはいけません。



⑤ ヘルメットを着用

事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットを
かぶりましょう。

※ 令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して乗車用
ヘルメット着用の努力義務が課されています。

